

HR レスキュー サービス申込書

株式会社 LOGICAL DESIGN 御中

当社は、別紙「HR レスキュー 利用規約」（以下「本規約」）に同意のうえ、下記のとおり申し込みます。
本申込書と本規約をもって、当社と貴社との間の契約（以下「本契約」）とします。

1. 申込者

申込日	年 月 日
会社名	
所在地	
代表者（役職・氏名）	印
ご担当者（部署・氏名）	
連絡先（電話・メール）	

2. お申込みプラン（金額はすべて税込）

プラン	料金（税込）	内容
☐ ライト	198,000 円	① 双方カウンセリング（行為者・被行為者 各 1 回）、② 行為者カウンセリング、③ 個別研修（面談 計 3 回）、心理教育テキスト、最終報告書、報告会
☐ スタンダード	348,000 円	ライトの内容に加え、面談 計 5 回、中間報告（書面）、3 か月後のフォロー面談および追跡報告
☐ 年間プラン	1,480,000 円	契約期間（1 年間）内に、スタンダードプラン相当のプログラムを対象者 5 名まで実施

※年間プランで 6 名目以降を実施する場合は、1 名あたり 298,000 円（税込）を追加でご請求します。

3. 実施内容

対象者の人数	名（単発プランは 1 名ごとのお申込みです）
実施開始希望日	年 月 日
年間プランの契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日（1 年間）

4. お支払い条件

請求時期	単発プラン：実施開始月の末日締めで請求 年間プラン：契約開始月の末日締めで一括請求 追加対象者：実施開始月の末日締めで請求
支払期限	請求月の翌月末日
支払方法	銀行振込（振込手数料は貴社のご負担とします）

5. 提供者

会社名	株式会社 LOGICAL DESIGN
所在地	東京都目黒区目黒
代表者	代表取締役 志賀 勇佑
適格請求書発行事業者登録番号	T3011001139781
連絡先	info@hr-rescue.jp（ハラスメント対応室「HR レスキュー」）

☐ 当社は、本規約第 15 条（反社会的勢力の排除）に定める事項を表明し、保証します。

HR レスキュー 利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社 LOGICAL DESIGN（以下「当社」）が提供するハラスメント対応室「HR レスキュー」（以下「本サービス」）の利用条件を定めるものです。本サービスを申し込む法人（以下「利用者」）は、本規約に同意のうえ本サービスを利用します。

第2条（契約の成立）

- 1 本契約は、利用者が当社所定の申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾した時に成立します。
- 2 申込書の提出は、押印した書面のほか、電子メールまたは当社が認める電子契約の方法によることができます。
- 3 利用者と当社が別途個別の契約書を締結した場合は、当該契約書が本規約に優先します。

第3条（本サービスの内容）

- 1 本サービスは、ハラスメント行為が発生した当事者に対し、オンラインでカウンセリングおよび研修を行うものです。
- 2 本サービスは次の工程で構成します。（1）事前ヒアリング、（2）行為者・被行為者双方へのカウンセリング（各1回）、（3）行為者へのカウンセリング、（4）前号に基づく個別研修、（5）報告書の作成および報告会、（6）スタンダードプランおよび年間プランにおける3か月後のフォロー面談ならびに追跡報告。
- 3 各プランの内容は、申込書および当社ウェブサイト（<https://hr-rescue.jp/>）に記載のとおりとします。

第4条（提供しない業務）

- 1 当社は、次の業務を行いません。（1）ハラスメントに該当するか否かの法的な認定・判断、（2）懲戒処分に関する助言・意見、（3）解雇の可否に関する判断、（4）証拠の法的な評価、紛争の代理・交渉、（5）医療行為・診断。
- 2 前条第2項第2号のカウンセリングは、双方の認識を聴取し、主張を整理するものであり、事実の認定を行うものではありません。
- 3 最終的な判断は利用者が行うものとし、法的判断が必要な場合は、利用者の顧問弁護士等に相談するものとします。

第5条（料金）

- 1 本サービスの料金は、申込書に記載のとおりとします。
- 2 年間プランは、契約期間内に対象者5名まで実施できるものとし、6名目以降は1名あたり298,000円（税込）とします。
- 3 年間プランの契約期間内に実施しなかった枠は、翌期間への繰越および返金の対象となりません。
- 4 当社は、利用者の書面による合意なく、料金を追加で請求しません。追加の面談が必要となった場合は、着手前に総額を提示し、書面で合意を得たうえで実施します。

第6条（支払い）

- 1 利用者は、当社が発行する適格請求書に基づき、請求月の翌月末日までに、当社指定の銀行口座へ振り込む方法により料金を支払います。振込手数料は利用者の負担とします。
- 2 支払いが遅延した場合、利用者は、支払期日の翌日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金を支払います。

第7条（実施方法）

- 1 カウンセリングおよび研修は、原則としてオンラインで実施します。

- 2 日程は、利用者および対象者と協議のうえ決定します。対象者の都合による日程変更は、実施日の前営業日までに当社へ連絡するものとします。
- 3 対象者が正当な理由なく連絡なしに欠席した場合、当該回は実施済みとして扱います。

第 8 条（利用者の協力）

- 1 利用者は、事前ヒアリングにおいて、事案の経緯その他本サービスの実施に必要な情報を当社に提供します。
- 2 利用者は、対象者に対し本サービスの受講について説明し、同意を得るものとします。当社は、説明の方法について助言します。

第 9 条（報告）

- 1 当社は、利用者に対し、報告書により本サービスの実施状況を報告します。
- 2 報告する項目および報告しない項目は、契約締結前に当社が一覧で提示し、同じ一覧を対象者にも提示します。当社は、契約締結後に報告の範囲を拡大しません。
- 3 当社は、対象者の家庭内の具体的な事情、私生活に関するセンシティブな情報、面談の逐語記録、詳細な心理的見立て、人事処分に関する意見を、原則として報告しません。ただし、対象者または第三者の生命・身体に危険が及ぶおそれがあると当社が判断した場合は、この限りではありません。

第 10 条（成果）

- 1 行動の変化は対象者本人の取り組みに依存するため、当社は、本サービスによる改善の結果を保証しません。
- 2 当社は、成果報酬型の契約を行いません。

第 11 条（中断および返金）

- 1 当社は、医療的な対応が必要と判断した場合その他本サービスの継続が適切でないと判断した場合、利用者に理由を説明のうえ本サービスを中断し、適切な機関を案内します。
- 2 前項により中断した場合、当社は、単発プランについては料金のうち未実施回数に相当する額（料金 × 未実施回数 ÷ 当該プランの全回数）を返金します。年間プランについては、当該対象者の枠を未使用として扱います。

第 12 条（秘密保持）

- 1 当社および利用者は、本契約に関して知り得た相手方および対象者の秘密情報を、本契約の目的以外に使用せず、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示しません。
- 2 当社は、本サービスに従事するカウンセラーに対し、本条と同等の義務を負わせます。
- 3 本条の義務は、本契約の終了後も存続します。

第 13 条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービスの実施にあたり取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律および当社のプライバシーポリシーに従い、適切に取り扱います。

第 14 条（再委託）

当社は、本サービスの一部を、当社と同等の秘密保持義務を負わせたカウンセラーその他の第三者に委託することができます。この場合、当社は、委託先の行為について利用者に対し責任を負います。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社および利用者は、自らおよび自らの役員が、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。（1）反社会的勢力が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること、（2）不正の利益を図る目的

または第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること、
(3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること、(4) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- 2 当社および利用者は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。
- 3 当社または利用者は、相手方が前2項のいずれかに違反した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。
- 4 前項により本契約を解除した者は、解除によって相手方に生じた損害を賠償する責任を負いません。また、解除した者に損害が生じた場合、相手方はその損害を賠償するものとします。

第16条（解除）

- 1 当社または利用者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、書面で通知することにより、本契約を解除することができます。(1) 本規約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないとき、(2) 支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立てがあったとき、(3) 差押え、仮差押えまたは競売の申立てを受けたとき。
- 2 利用者の都合による本契約の解約は、実施済みの工程にかかわらず料金の返金の対象となりません。ただし、初回の双方カウンセリングの実施前に解約した場合は、料金の50%を返金します。

第17条（損害賠償）

当社は、当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合、利用者が当社に現に支払った当該プランの料金を上限として、直接かつ通常の損害を賠償します。ただし、当社の故意または重大な過失による場合は、この限りではありません。

第18条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。変更後の規約は、当社ウェブサイトに掲載した時点から効力を生じます。ただし、変更前に成立した契約の料金および報告範囲は変更しません。

第19条（準拠法および管轄）

- 1 本規約は日本法に準拠します。
- 2 本契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2026年10月1日 制定
株式会社 LOGICAL DESIGN